

(厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正)
正)

第十六条 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の注15の加算を算定すべき指定居宅介護事業所等の施設基準</p> <p>次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定居宅介護事業所等であること。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第三十一条（指定障害福祉サービス基準第四十三条の四及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する運営規程において、当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること。</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の注15の加算を算定すべき指定居宅介護事業所等の施設基準</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第三十一条（指定障害福祉サービス基準第四十三条の四及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する運営規程において、当該指定居宅介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられていることを定めていること。</p> <p>(新設)</p>

(2) 指定居宅介護事業所等の従業者のうち、市町村及び法第七十条第三項第一号に規定する関係機関（以下「拠点関係機関」という。）との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

一 介護給付費等単位数表第2の1の注12の加算を算定すべき指定重度訪問介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定重度訪問介護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項、第四十三条の四及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定重度訪問介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定重度訪問介護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

二 介護給付費等単位数表第3の1の注10の加算を算定すべき指定同行援護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定同行援護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定同行援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

一 介護給付費等単位数表第2の1の注12の加算を算定すべき指定重度訪問介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項、第四十三条の四及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定重度訪問介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

(新設)

二 介護給付費等単位数表第3の1の注10の加算を算定すべき指定同行援護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定同行援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

(2) 指定同行援護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

四 介護給付費等単位数表第4の1の注9の加算を算定すべき指定行動援護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定行動援護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定行動援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定行動援護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

五 指定療養介護の施設基準

イ〜ニ (略)

ホ 介護給付費等単位数表第5の1のイの(5)の療養介護サービス費(V)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

(略)

へ〜チ (略)

六 指定生活介護等の施設基準

(削る)

(新設)

四 介護給付費等単位数表第4の1の注9の加算を算定すべき指定行動援護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第四十三条第二項及び第四十八条第二項において準用する指定障害福祉サービス基準第三十一条に規定する運営規程において、当該指定行動援護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

(新設)

五 指定療養介護の施設基準

イ〜ニ (略)

ホ 介護給付費等単位数表第5の1の(5)の療養介護サービス費(V)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

(略)

へ〜チ (略)

六 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の1の2の経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第6の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで若しくは指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士並びに生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第九十三条の二第一号、第九十三条の三第一号若しくは第九十三条の四第一号の規定により置くべき従業者(以下この号において「生活支援員等」と総称する。)の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第6の1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。以下この号において同じ。)の数の平均値を一・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第6の2のロの人員配置体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第二号)第二条による改正前の指定障害者支援施設基準(第九号において「旧指定障害者支援施設基準」という。)第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設であること。

(新設)

ロ 介護給付費等単位数表第6の2のイの人員配置体制加算(Ⅰ)を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第6の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで又は指定障害者支援施設基準第四条第一

ハ 介護給付費等単位数表第6の2のハの人員配置体制加算(Ⅲ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
(略)

ニ 介護給付費等単位数表第6の2のニの人員配置体制加算(Ⅳ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
(略)

ホ 介護給付費等単位数表第6の4の2の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。

(1) 法第七十八条第三項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害者養成に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準において定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を五十で除して得た数以上配置していること。

(2) (1)に規定する者を配置している旨を公表していること。

ヘ 介護給付費等単位数表第6の7の2のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)及びハの重度障害者支援加算(Ⅲ)を算定すべき指定生活介護事業所等(指定障害者支援施設等)(法第三十四条第二項に規

項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第九十三条の二第一号、第九十三条の三第一号若しくは第九十三条の四第一号の規定により置くべき従業者(以下この号において「生活支援員等」という。)の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第6の1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。)の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第6の2のロの人員配置体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
(略)

ニ 介護給付費等単位数表第6の2のハの人員配置体制加算(Ⅲ)を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準
(略)

(新設)

ホ 介護給付費等単位数表第6の7の2のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定生活介護事業所等(障害者支援施設等)(法第三十四条第一項に規定する障害者支援施設等をいう。以

定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)を除く。以下このへにおいて同じ。)の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。

(1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別に
ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たして
いる利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活
支援員が配置されていること。

(2) (略)

(3) 指定生活介護事業所等の生活支援員のうち、強度行動障害
支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五
に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了
し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了し
た旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であ
ること。

(削る)

ト 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3及び注7の加算を
算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

別に厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当
該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者(強度行

下同じ。)を除く。以下このホ及びへにおいて同じ。)の施設
基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等
であること。

(1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別に
ことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たして
いる利用者が一人以上利用していること。

(2) (略)

(新設)

ク 介護給付費等単位数表第6の7の2の注3の加算を算定すべ
き指定生活介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項、第九十三条の
二第一号、第九十三条の三第二号、第九十三条の四第四号又は
指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する人員配
置(介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定
している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む
。)に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅
介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下
同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該
研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配
置していること。

(新設)

動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）が、支援計画シート等を作成すること。

チ 介護給付費等単位数表第6の11の延長支援加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1以上配置していること。

（削る）

（削る）

リ 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

(1) 指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定障害者支援施設等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。

ヌ 介護給付費等単位数表第6の13の5の栄養スクリーニング加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者

ト 介護給付費等単位数表第6の11の延長支援加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定める営業時間が八時間以上であり、かつ、利用者に対して八時間を超えて指定生活介護等を行うこと。

(2) 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1以上配置していること。

チ 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

（新設）

（新設）

（新設）

が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する相談支援専門員に提供していること。

ル 介護給付費等単位数表第6の13の7の緊急時受入加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第八十九条(指定障害福祉サービス基準第九十三条の五及び第二百二十三条において準用する場合を含む。)及び指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定生活介護事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定生活介護事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

七 指定短期入所等の施設基準

イ〜ハ (略)

ニ 介護給付費等単位数表第7の1の注15の8の加算を算定すべき指定短期入所事業所等(同注に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定短期入所事業所等であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百二十三条(指定障害福祉サービス基準第二百五条の四において準用する場合を含む。)に規定する運営規程において、当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

七 指定短期入所等の施設基準

イ〜ハ (略)

ニ 介護給付費等単位数表第7の1の注15の5の加算を算定すべき指定短期入所事業所等(同注に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。)の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百二十三条(指定障害福祉サービス基準第二百五条の四において準用する場合を含む。)に規定する運営規程において、当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(新設)

<p>(2) 指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>ホ 介護給付費等単位数表第7の3の注2及び注5の加算を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準 指定短期入所事業所等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>ヘ 介護給付費等単位数表第7の3の注3及び注6の加算を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準 別にことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者(強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。)が、支援計画シート等を作成すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>ト (略)</p>	<p>ホ (略)</p>
<p>チ 介護給付費等単位数表第7の13の2の注1を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準 当該指定短期入所事業所等の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、当該利用者の自宅等を訪問し、医療的ケアの手技等を確認していること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>リ 介護給付費等単位数表第7の13の2の注2を算定すべき指定短期入所事業所等の施設基準 当該指定短期入所事業所等の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することにより、医療的ケアの手技等を確認していること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>ハ 指定重度障害者等包括支援の施設基準</p>	<p>ハ 指定重度障害者等包括支援の施設基準</p>
<p>イ 介護給付費等単位数表第8の1の注3、注3の2及び注7の</p>	<p>イ 介護給付費等単位数表第8の1の注3、注3の2及び注7の</p>

加算を算定すべき指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準
次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定重度障害者等包括支
援事業所であること。

- (1) 指定障害福祉サービス基準百三十五条に規定する運営規程
において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村に
より地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定
めていること。
- (2) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者のうち、市町村
及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配
置していること。

ロ 介護給付費等単位数表第8の2の6の地域生活移行個別支援
特別加算を算定すべき同2の6の注に規定する指定重度障害者
等包括支援事業所の施設基準

- (1) 指定障害福祉サービス基準第百三十二条第三項の規定によ
り指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第一号及び第
二号又は第二百十三条の四第一項第一号及び第二号の規定に
より置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単
位数表第8の2の6の注に規定する別にこども家庭庁長官及
び厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために
必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であ
ること。
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有す
る者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第8
の2の6の注に規定する別にこども家庭庁長官及び厚生労働
大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者
による指導体制が整えられていること。
- (3)・(4) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第8の2の8の強度行動障害者地域移
行特別加算を算定すべき同2の8の注に規定する指定重度障害

加算を算定すべき指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準
指定障害福祉サービス基準第百三十五条に規定する運営規程
において、当該指定重度障害者等包括支援事業所が市町村によ
り地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めて
いること。

(新設)

(新設)

ロ 介護給付費等単位数表第8の2の5の地域生活移行個別支援
特別加算を算定すべき同2の5の注に規定する指定重度障害者
等包括支援事業所の施設基準

- (1) 指定障害福祉サービス基準第百三十二条第三項の規定によ
り指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第一号及び第
二号又は第二百十三条の四第一項第一号及び第二号の規定に
より置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単
位数表第8の2の5の注に規定する別にこども家庭庁長官及
び厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために
必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であ
ること。
- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有す
る者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第8
の2の5の注に規定する別にこども家庭庁長官及び厚生労働
大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者
による指導体制が整えられていること。
- (3)・(4) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第8の2の7の強度行動障害者地域移
行特別加算を算定すべき同2の7の注に規定する指定重度障害

者等包括支援事業所の施設基準

(略)

九 指定施設入所支援等の施設基準

(削る)

イ 介護給付費等単位数表第9の2の夜勤職員配置体制加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位（介護給付費等単位数表第9の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員（以下「生活支援員」という。）の員数が、次に掲げる数以上であること。

(一) 前年度の利用者の数（介護給付費等単位数表第9の1の注1の(2)又は(3)のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下このイにおいて同じ。）の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二

(二) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、三

(三) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあつては、三に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数

(2) (1)の規定にかかわらず、利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定障害者支援施設等の利用者の数の百分の十五以上の数設置している場合には、夜勤を行う職員として、

者等包括支援事業所の施設基準

(略)

九 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第9の1のホの経過的施設入所支援サービス費を算定すべき指定施設入所支援を行う指定障害者支援施設の施設基準

旧指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているときみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ 介護給付費等単位数表第9の2の夜勤職員配置体制加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位（介護給付費等単位数表第9の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員（ロにおいて「生活支援員」という。）の員数が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数（介護給付費等単位数表第9の1の注1に掲げる(2)又は(3)のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。）の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

(2) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、三以上

(3) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあつては、三に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

生活支援員の員数が、次に掲げる数に相当する数以上であること。

- (一) 前年度の利用者の数の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、一・九
- (二) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二・九
- (三) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあつては、三・九に、当該前年度の利用者の数の平均値が百を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

ロ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)及びハの重度障害者支援加算(Ⅲ)を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

(1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別にも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。

(2) (略)

(3) 指定障害者支援施設等の従業者のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

(前る)

ハ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

(1) 介護給付費等単位数表第8の1の注1の(2)に規定する別にも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が一人以上利用していること。

(2) (略)
(新設)

ニ 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置(介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。)に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の

ハ 介護給付費等単位数表第9の3の注4及び注8の加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

別に厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）が、支援計画シート等を作成すること。

ニ 介護給付費等単位数表第9の4の3の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定障害者支援施設等の施設基準
第六号ホの規定を準用する。

ホ 介護給付費等単位数表第9の8の2のイの地域移行促進加算（Ⅰ及びロの地域移行促進加算Ⅱ）を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号リの規定を準用する。

へ・ト （略）

十 指定自立訓練（機能訓練）等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準
第六号ホの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号リの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第10の8の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準

課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

（新設）

（新設）

ホ 介護給付費等単位数表第9の8の2の体験宿泊支援加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号チの規定を準用する。

へ・ト （略）

十 指定自立訓練（機能訓練）等の施設基準

（新設）

イ 介護給付費等単位数表第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第六号チの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第10の8の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項第一号の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第10の8の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2)～(4) (略)

二 介護給付費等単位数表第10の8の4の緊急時受入加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準第六号ルの規定を準用する。

十一 指定自立訓練（生活訓練）等の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第11の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準第六号ホの規定を準用する。

ハ～ヘ (略)

ト 介護給付費等単位数表第11の12の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき自立訓練（生活訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準第六号リの規定を準用する。

チ (略)

リ 介護給付費等単位数表第11の12の4の緊急時受入加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準第六号ルの規定を準用する。

十二 指定就労移行支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第12の3の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準第六号ホの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設

(1) 指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項第一号の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第10の8の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2)～(4) (略)

(新設)

十一 指定自立訓練（生活訓練）等の施設基準

イ (略)

(新設)

ロ～ホ (略)

ハ 介護給付費等単位数表第11の12の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき自立訓練（生活訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準第六号チの規定を準用する。

ト (略)

(新設)

十二 指定就労移行支援等の施設基準

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設

加算(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準

前号への(1)に規定する基準を満たしていること。

ハ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(Ⅳ)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準

前号への(2)に規定する基準を満たしていること。

ニ 介護給付費等単位数表第12の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労移行支援を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号リの規定を準用する。

ホ 介護給付費等単位数表第12の15の4の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準

第十号への規定を準用する。

ベ 介護給付費等単位数表第12の15の6の緊急時受入加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準

第六号ルの規定を準用する。

十三 指定就労継続支援A型等の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第13の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第六号ホの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型を行う指定障害者支援施設の施設基準

第六号リの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第13の14の3の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

加算(1)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準

前号ホの(1)に規定する基準を満たしていること。

ロ 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算(Ⅳ)を算定すべき介護給付費等単位数表第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所の施設基準

前号ホの(2)に規定する基準を満たしていること。

ハ 介護給付費等単位数表第12の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労移行支援を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号チの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第12の15の4の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労移行支援事業所等の施設基準

第十号ロの規定を準用する。

(新設)

十三 指定就労継続支援A型等の施設基準

イ (略)

(新設)

ロ 介護給付費等単位数表第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型を行う指定障害者支援施設の施設基準

第六号チの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第13の14の3の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第十号ハの規定を準用する。

ホ 介護給付費等単位数表第13の14の4の緊急時受入加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第六号ルの規定を準用する。

十四 指定就労継続支援B型等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費(一)（トにおいて「就労継続支援B型サービス費(一)」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する特定指定就労継続支援B型事業所等であること。

(1) 各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における工賃向上計画を作成していること。

(2) 当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員（ロ及びトにおいて「職業指導員等」という。）の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第14の1のロの就労継続支援B型サービス費(二)を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注3に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する特定指定就労継続支援B型事業所等であること。

(1) 各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における工賃向上計画を作成していること。

(2) 当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき職

第十号ロの規定を準用する。

(新設)

十四 指定就労継続支援B型等の施設基準

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費(一)（二において「就労継続支援B型サービス費(一)」という。）を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する特定指定就労継続支援B型事業所等であること。

(1) 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、当該特定指定就労継続支援B型事業所等における「工賃向上計画」を作成していること。

(2) 当該特定指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指

業指導員等の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第14の1のハの就労継続支援B型サービス費Ⅲを算定すべき同1の注4に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の施設基準
(略)

ニ 介護給付費等単位数表第14の1のニの就労継続支援B型サービス費Ⅳ(トにおいて「就労継続支援B型サービス費Ⅳ」という。)を算定すべき同1の注5に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準
イの(2)の基準に該当すること。

ホ 介護給付費等単位数表第14の1のホの就労継続支援B型サービス費Ⅴを算定すべき同1の注6に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準
ロの(2)の基準に該当すること。

ヘ 介護給付費等単位数表第14の2の2の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準
第六号ホの規定を準用する。

ト 介護給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準
就労継続支援B型サービス費(1)又は就労継続支援B型サービス費Ⅳを算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標

定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(三において「職業指導員等」という。)の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第14の1のロの就労継続支援B型サービス費Ⅵを算定すべき同1の注3に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の施設基準
(略)
(新設)

ハ 介護給付費等単位数表第14の1のハの就労継続支援B型サービス費Ⅲ(三において「就労継続支援B型サービス費Ⅲ」という。)を算定すべき同1の注4に規定する特定指定就労継続支援B型事業所等の施設基準
イの(2)の基準に該当すること。
(新設)

ニ 介護給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準
就労継続支援B型サービス費(1)又は就労継続支援B型サービス費Ⅳを算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標

工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上であること。

チ 介護給付費等単位数表第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援B型を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号リの規定を準用する。

リ 介護給付費等単位数表第14の16の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第十号ハの規定を準用する。

ヌ 介護給付費等単位数表第14の16の3の緊急時受入加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第六号ルの規定を準用する。

十五 指定自立生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第14の3の1の注13の地域生活支援拠点等機能強化加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施設基準

次の(1及び2)のいずれかに該当する指定自立生活援助事業所であること。

(1) 次の(一)から四までのいずれにも該当するものであること。

(一) 指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において準用する指定障害福祉サービス基準第二百六条の十に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(二) 指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。））、指定地域定着支援事業者（指定地域

工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援B型を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第六号チの規定を準用する。

ヘ 介護給付費等単位数表第14の16の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第十号ロの規定を準用する。

(新設)

十五 介護給付費等単位数表第14の3の6の注2の加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において準用する指定障害福祉サービス基準第二百六条の十に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。)、指定特定相談支援事業者(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。)及び指定障害児相談支援事業者(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。)、指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。)

指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)及び指定障害児相談支援(児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

三 当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき、ことども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十号)第一号イ又はロに掲げる基準(以下このイにおいて「機能強化型基準」という。)に適合していること。

四 当該指定自立生活援助事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者(以下「拠点コーディネーター」という。)が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

(2) 次の(一)から(四)までのいずれにも該当するものであること。

(一) (1)の(一)の基準に適合すること。

(二) 他の指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。

(三) (二)の指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(四) 当該指定自立生活援助事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で一人以上配置され、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

ロ 介護給付費等単位数表第14の3の6の注2の加算を算定すべき指定自立生活援助事業所の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定自立生活援助事業所であること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百六条の二十において運用する指定障害福祉サービス基準第二百六条の十に規定する運営規程において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定自立生活援助事業所の従業者のうち、市町村及び法第七十七条第三項第一号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること。

十六 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の2の3の退居後共同生活援助サービス費を算定すべき指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活

十六 指定共同生活援助の施設基準
(新設)

援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1) 利用者の一人暮らし等への移行に向けて、指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条の規定に基づき、共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第二百十三条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条第一項に規定する共同生活援助計画をいう。以下このイ及び(1)において同じ。)の作成に係る会議を開催した上で、当該利用者の意向を反映した共同生活援助計画を作成すること。

(2) 居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供として、おおむね週一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の1の3の2の人員配置体制加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) 人員配置体制加算(1)又は人員配置体制加算(Ⅲ)を算定すべき場合の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第一号及び第二号の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員(人員配置体制加算(1)又は人員配置体制加算(Ⅲ)を算定すべき場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「常勤換算方法」とあるのは、「特定従業者数換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時間数を四十時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を人員配置体制加算の算定に当たり必要な従業者の員数に換算する

(新設)

方法をいう。)とする。以下このロにおいて「世話人等」という。)に加え、特定従業者数換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時間数を四十時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を当該加算の算定に当たり必要な世話人等の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数を十二で除して得た数以上の世話人等が配置されていること。

(2) 人員配置体制加算(Ⅱ)又は人員配置体制加算(Ⅳ)を算定すべき場合の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第一号及び第一号の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を三十で除して得た数以上の世話人等が配置されていること。

ハ 介護給付費等単位数表第15の1の4の4の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準
第六号ホの規定を適用する。

ニ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

(1・2) (略)

ホ 介護給付費等単位数表第15の1の6の注2及び注4の加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

別に厚生労働大臣が定める者を一以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者(強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。)が、支援計画シートを作成すること。

ベ 介護給付費等単位数表第15の2の注3の自立生活支援加算

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

(1・2) (略)

(新設)

(新設)

Ⅲを算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所であること。

(1) 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした指定障害福祉サービス基準第二百四十四条第一項第二号に規定する共同生活住居（以下「移行支援住居」という。）を一以上有すること。

(2) 移行支援住居の定員が二人以上七人以下であること。

(3) 指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項第三号の規定により指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者（以下「移行支援入居者」という。）に対する支援に従事するサービス管理責任者であつて、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものを一以上（当該指定共同生活援助事業所における移行支援入居者の数の合計が八以上の場合にあつては一に、移行支援入居者の数が七を超えて七又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上）配置していること。

(4) 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して、指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条の規定に基づき、共同生活援助計画の作成に係る会議を開催した上で、利用者の意向を反映した共同生活援助計画を作成すること。

(5) 移行支援入居者に対し、住居の確保その他の退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

ナ (略)

介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

ロ (略)

介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

十七 川

第十一号ホの規定を準用する。

(略)

日中サービス支援型指定共同生活援助の施設基準

イ

介護給付費等単位数表第15の1の3の2の人員配置体制加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 人員配置体制加算(V)、人員配置体制加算(Ⅵ)、人員配置体制加算(Ⅶ)又は人員配置体制加算(Ⅷ)を算定すべき場合の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項第一号及び第二号の規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員（人員配置体制加算(V)、人員配置体制加算(Ⅵ)、人員配置体制加算(Ⅶ)又は人員配置体制加算(Ⅷ)を算定すべき場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「常勤換算方法」とあるのは、「特定従業者数換算方法（事業所の従業者の勤務延べ時間数を四十時間で除することにより、当該事業所の従業者の員数を人員配置体制加算の算定に当たり必要な従業者の員数に換算する方法をいう。）」とする。以下このイにおいて「世話人等」という。）に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を七・五で除して得た数以上の世話人等が配置されていること。

(2) 人員配置体制加算(Ⅵ)、人員配置体制加算(Ⅶ)、人員配置体制加算(Ⅷ)又は人員配置体制加算(Ⅷ)を算定すべき場合の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項第一号及び第二号の規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を二十で除して得た数以上の世話人等が配置

十七 三

第十一号ニの規定を準用する。

(略)

日中サービス支援型指定共同生活援助の施設基準

(新設)

されていること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の1の4の4の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号ホの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) 重度障害者支援加算(Ⅰ)及び重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定すべき場合の施設基準

第十六号ニの規定を準用する。

(2) 介護給付費等単位数表第15の1の6の注2及び注4の加算を算定すべき場合の施設基準

第十六号ホの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号トの規定を準用する。

ホ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十一号ホの規定を準用する。

ヘ 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算(Ⅳ)を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号リの規定を準用する。

十八 外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の2の4の退居後外部サ

(新設)

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

第十六号イの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号ロの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算又は同6の4の強度行動障害者体験利用加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十一号ニの規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算(Ⅳ)を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第十六号ニの規定を準用する。

十八 外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準

(新設)

ビス利用型共同生活援助サービス費を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であること。

(1) 利用者の一人暮らし等への移行に向けて、指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二十二において準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条の規定に基づき、外部サービス利用型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の二十二において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条第一項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下このイにおいて同じ。）の作成に係る会議を開催した上で、当該利用者の意向を反映した外部サービス利用型共同生活援助計画を作成すること。

(2) 居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供に当たっては、おおむね週一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の1の3の2の人員配置体制加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

(1) 人員配置体制加算Ⅳを算定すべき場合の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項第一号の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人（人員配置体制加算Ⅳを算定すべき場合における同号の規定の適用については、同号中「常勤換算方法」とあるのは、「特定従業者数換算方法（事業所の従業者の勤務延べ時間数を四十時間で除することにより、当該事業

(新設)

所の従業者の員数を人員配置体制加算の算定に当たり必要な従業者の員数に換算する方法をいう。)とする。以下このロにおいて単に「世話人」という。)に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を十二で除して得た数以上の世話人が配置されていること。

(2) 人員配置体制加算Ⅳを算定すべき場合の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項第一号の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を三十で除して得た数以上の世話人が配置されていること。

ハ 介護給付費等単位数表第15の1の4の4の高次脳機能障害者支援体制加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準
第六号ホの規定を準用する。

(新設)

ニ 介護給付費等単位数表第15の2の注3の自立生活支援加算Ⅲを算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準
第十六号への規定を準用する。

(新設)

ホ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

(1)～(4) (略)

(1)～(4) (略)

ベ 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算Ⅳを算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準
第十六号リの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第15の7のトの医療連携体制加算Ⅳを算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準
第十六号ニの規定を準用する。